

那行き」が、多くなっていた。

父杉松の志を継いだ江頭杉太郎氏は遠洋漁業に従事し、初めは電気着火の五馬力の船で行っていたが、後には十一トンの船で木浦、仁川には立ち寄り、黄海を通り、鴨緑江、山東半島を経て、中国の渤海湾に操業した。

この海は有明海とよく似た濁った海で、魚群が産卵のため集まり、漁獲量も多かった。

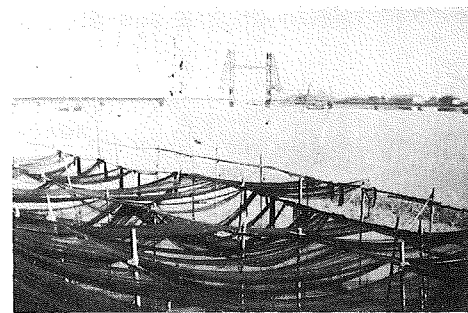
出漁期間は四月から九月までで、年間百十五日の出漁であった。流し網（さし網）漁撈で、網は底のないユウレイといわれたもので有明海で使用する網の三倍量を船に積んだ。

航行に目標となるものがなく、難行した。

嵐に会ったこともあったが、幸運にも遭難したことはなかった。羅針盤もなく、ラジオも据えつけず、とくに鱈かの多い海であつて、今考えると身震いするようであつたという。

しかし、魚は豊富で、一網で船一杯になることもあった。漁獲物は林兼（大洋漁業）と契約を結んでいて、海上で渡したが、高級魚のサワラ、ヒラ、マナガタ（マナガツオ）であり、他の魚は近くの市場に出した。

十一トンそこそこの小型船に乗込み、遙かな海原を越えて、魚群を追い求めた人々の名は他に、吉田幸七、北村家二、松本浅二郎、御厨種一、大木八十吉、大木佐太郎、古賀千八、水野進、北村次二などが記憶されているに過ぎない。



サワラ流し網

#### 四 漁場及び漁場紛争

内海である有明海が、陸化に伴って、限られた漁場が次第に狭められていくなかで、何んといつても、漁業者にとって、最大の関心事は漁場の確保である。

かつての朝鮮沖出漁も中国の渤海湾の出漁も、漁場開発であり、最近の養殖（海苔）漁業への傾斜も、すべて、根本的には有明海漁場の狭少による問題を内包している。

勿論、漁場紛争もここに根を張っている。

江戸時代の漁場争い

いずれも封建思想の時代における他藩の領民との感情の対立が、領海侵犯という一事件によって表面化し、拡大していったものである。

宝暦二―三年の諫早藩領漁民との紛争（前掲）

次に文化八年（一八一二）、久留米瀬の下で操業中の佐賀領の漁民が、漁具を押収されたことに端を発した紛争が拡大し、一応、治ったと見えたが、文化十年、柳川沖で操業中の久留米藩領の漁船六艘を、佐賀藩領の漁民が大挙、数十隻で押しかけ、五人を殺害した紛争は、幕府にまで持ち込まれ、解決に六年間を要したのであった。

諸富町に伝承されている江戸時代の漁場争いに卯左衛門事件がある。  
 古老の話によると、卯左衛門は搦部落の人で、有馬藩領の漁民に捕えられて、ひどい暴行を受けたので、両藩漁民の対立は激化して、大問題となり、終に両藩の話し合いで、ようやく解決したといわれる。

明治年代の漁場争い

明治二十七年五月に、佐賀県水上警察規定が制定され、佐賀警察署諸富分署に、警邏船一隻と救助艇一隻を配置して、千歳川（筑後川）一帯の警邏に当たさせた。  
 明治三十年代にも福岡、佐賀両県の漁場争いが長年月にわたり、双方とも犠牲者まで出る大事件があった。  
 明治三十六年には、両県の紛争地区警戒のため、大詫間村元治搦に水上警察派出所を設置して、鎮静丸という警備船を運行させた。

明治の末ごろ、「柳川ケンカ」といわれる柳川漁民との漁場紛争の時、船の生活に必要な炊事用具の薪割りの、厚刃の大庖丁を振りあげて相手方を恐れさせた人がいた。  
 ところが、搦部落で知れわたり、その人のシコナ（仇名）がウウボウチョウになってしまったという武勇伝がある。

漁場争いは、特に、筑後川河口付近が、佐賀鍋島藩、柳川立花藩、久留米有馬藩が相隣接し、漁場紛争が多かった。しかし、同じ隣接県である長崎県側との争いは少なく、藩政時代の同じ鍋島藩の諫早邑であったという、行政関係が影響しているからといわれる。

歴史的に見ると、漁業者の生活と直結している海面境界をめぐって紛争が続けられ、流血の惨事さえ、くり返

えされて、漁区協定がなされ、漁場の秩序が守られている。

漁業者にとって漁場は幾多の犠牲者の流血の代償として、確保され維持されてきた厳しい職場である。

明治四十年の漁区の協定

川副町大詫間元治搦の東端に、「有明海佐賀・福岡両県漁場境界碑」が、明治四十二年四月二十日の日付で刻まれて建られている。

この碑を見ると、両県の歴史的な激しい漁場争いが、長い年月に亘ってつづけられてきたのが、明白である。

碑文

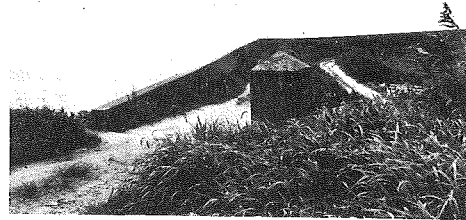
有明海ニ於ケル佐賀福岡両県ノ漁場ハ古來曾テ一定ノ境界ナルモノナク両県

ノ漁民ハ互ニ自説ヲ主張シ紛争常ニ絶エザルヲ以テ関係官民之ヲ憂ヒ屢々之カ協定ニ力メタリシモ事毎ニナラズシテ止ミ

タリキ既ニシテ明治三十五年漁業法ノ公布セララルルヤ両県漁民ハ組合ヲ組織シ從來主張セル区域ニ依各専用漁業ノ免許ヲ

農商務大臣ニ申請セリ同省ハ之ガ処分ニ先ダテ境界ヲ一定ニスルノ必要ヲ認メ技師熊本治平ヲ派シテ境界画定ノ事ニ当ラ

シメラル依テ両県官民ハ熊本技師ヲ介シテ会合協議ヲ重ネ遂



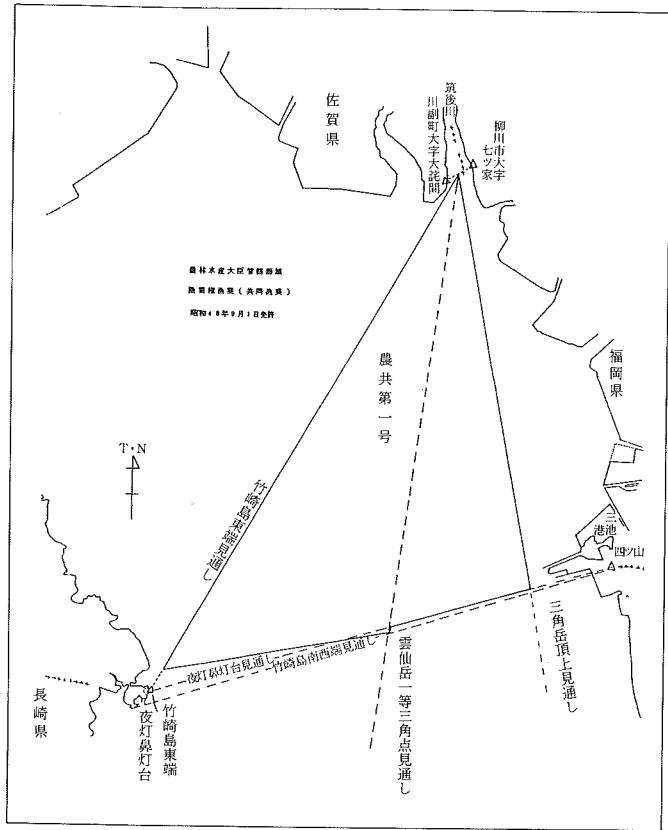
佐賀・福岡県漁場境界碑



漁場境界碑面

戦後の新漁業法による漁業秩序は、すべて漁業調整委員会に委ねてあり、委員会は漁業権の設定、免許について権限をもつだけでなく、採捕制限、漁業権、入漁権の行使の方法、許可、操業法、漁場紛争防止などのために

図10 農林水産大臣管轄海域図  
昭和48年9月1日免許



両県漁民の感情的対立があつて、遂に、筑後川河口中央より佐賀県竹崎並びに熊本県三角岳を見通す線内、すなわち、旧無償入漁区域内における漁業権は農林大臣の免許、区域外はそれぞれ県知事の免許とし、免許の方針その他漁業権漁業以外の漁業の取扱ひ等について、調定事項を提示したところ、昭和二十七年二月二十一日遂に妥結し、協定書を取り交した。

続いて細目の協定附属書を取り交し解決に至つた。「有明海漁撈習俗」引用)

二明治四十年十一月十九日ヲ以テ筑後川口ノ中央即チ佐賀県佐賀郡大詫間村字元治搦ノ南東角<sup>五番荒子ノ元ト</sup>福岡県三瀨郡久間田村大字七ツ家字永松ノ南西角<sup>永松荒子ノ元ト</sup>ノ中心を基点ト定メ該基点ヨリ長崎県温泉嶽ノ頂上一等三角点ヲ見通シタル直線ヲ両県専用漁場ノ境界線トシ又該基点ヨリ熊本県三角嶽頂上三角点見通線以西及該基点ヨリ佐賀県竹崎島ノ東端見通線以東ヲ無償入漁場ト為スコトニ協定セリ是於テ久シク両県ノ間ニ蟠<sup>ウツク</sup>マリタル漁場ノ葛藤<sup>カッパ</sup>始メテ解決ヲ見ルニ至レリ因テ其顛末ヲ概記シ以テ後世ニ諭ク

明治四十二年四月二十日 建之

島原会談（戦後の漁区協定）

昭和二十四年十二月十五日、新漁業法が制定され、漁業制度が改革される時、福岡県側は明治四十年の協定が著しく福岡県寄りであり、漁船数が佐賀県と伯仲しているのに、海面が全体の三分の一と狭いのは、社会的見地よりみて、制度改革の趣旨に反するものであるから、これを機会に多良岳見通線に修正することを要望した。

これに対し、佐賀県側としては、指定された漁場には県内漁民も相当数操業しているから、境界線の変更でなく、入漁面で漁民が操業できるように考えればよく、その線で進みたい旨主張した。

県当局、両県の海区委員会は五回にわたり話し合ひは解決しなかつた。

そこで水産庁長官は紛争防止のため、技官を派遣して調査し、山本次官が現地に向いて両県関係者が島原市で協議し、基本的な点は意見が一致したが、その覚書の解釈に両県の意見の差があつた。

昭和二十七年にまた十日間にわたり会議を重ね、水産庁漁政部長が解決を図つた。

強大な指示権をもたせてある。

或る古老は明治四十年の協定以来、漁区協定が新たになる度に、佐賀県側に不利になっていくと嘆く。

## 五海 難

今日の動力船とは比較にならないほどの遅い船足に加え、僅か〇・五ト足らずの小型の船で、しかも、ただ人力だけに頼らなければ進めない、手漕ぎ船の時代には、一たび、嵐がきて猛威を振うと、かねて波静かな内海である有明海も、忽ち、魔の海に変わって終う。

漁民の必死の努力さえも、無力に等しく、運を天に任せるほかないような危険にさらされる。さらに、海難にはその遺体さえ不明のまま、海の底に葬られてしまうことが多いと、いわれている。

「有明海の漁撈習俗」に集録されている記事から漁業関係の損害を拾って見ると、

享保元年（一七一六）八月十九日

大風雨にて、破損船 九艘

享保十一年（一七二六）七月五日

大風雨、高潮にて、破損船 一八八艘

宝暦十二年（一七六二）八月八日

大風雨にて、破損船 四艘

宝暦十三年（一七六三）七月十八日

大風雨にて、破損船 五十八艘

明和二年（一七六五）七月十六日

大風雨、洪水にて、破損船 四十二艘

以上は藩主御年譜の記録中のものであるが、破損船の数からみて、それに伴って漁民の被害者が考えられる。諸富町漁業はじまって以来、幾たびかの悲しい海難事故が、くり返されたにちがいないが、明らかでない。

明治二十六年九月六日（旧暦）の大風

弟子丸利三郎さんの追想談によって、有明海における台風の恐怖がしのばれる。

この風は擲部落で、「北風大風」と呼ばれるものである。（以下原文のまま）

「十八才の時であった。九月という月は一番よい漁期であるので、数日前から余り天候はよくなかったが、ハジ（竹はじ）船にのって、諸富沖のガンドウ（雁道）ハジの所へ、出漁していた。

丁度、昼ごろから物凄い嵐となり、碇綱が切れて船は流され始めた。山のような波が押し寄せ、荒れ狂う波のほかは何も見えず、同乗していた二人は、ただ、念仏ばかり唱えていた。

風はアナゼ（北西風）で、船は波に直角に流されていたが、どうしたはずみか、急に船のトモ（鱧）が東向きとなったため、沖へ沖へと流されていった。